

平成 28 年度事務事業評価表(一般用)

①事務事業名		担当	部課コード	030200	TEL	2998-9090
事業コード	030214	空き家対策事業	危機管理課			
開始年度		平成 22 年度	→	終了年度	平成 年度	
②事業の種別		<input checked="" type="checkbox"/> 自治事務 <input type="checkbox"/> 法定受託事務 <input type="checkbox"/> 法定受託+附加			根拠法令	
分野別計画・指針					空家等対策の推進に関する特別措置法 所沢市空き家等の適正管理に関する条例	
関連・類似事業		あき地の雑草除去指導事業(生活環境課)				
総合計画の体系		章	安心・安全	節	防犯	基本方針
事業開始の背景		防犯のまちづくりの推進				
高齢化や遠隔地への居住、または経済的事情などの理由による空き家が目立つようになり、所有者の判明しない空き家の不完全な管理による影響が近隣住民に不安を抱かせたり、迷惑を受けたりすることについて、市への相談件数が増えてきた。						
③事業の目的(どのような効果を目指して実施しているのか、具体的に)						
空き家等が放置され、管理不全な状態が犯罪や放火を招く恐れがあることから、近隣住民が安心して生活できるよう生活環境の保全と防犯のまちづくりを進めるため、所有者に適正管理を求めている。						
③事業の対象(誰を、何を対象としているのか)						
市内の空き家(空き家相談件数)				対象数	単位	
				平成 26 年度	115	件
				平成 27 年度	129	件
③事業の内容						
事業の具体的な内容及び実施方法						
1. 空き家の近隣住民からの相談を受けたり、パトロールにより管理不全な空き家を発見する。 2. 当該空き家の現地調査、所有者を特定する調査を行う。 3. 所有者等に対し、適正管理について助言・指導を行う。 4. 助言・指導に従わない場合、勧告を行う。 5. 勧告に従わない場合、再勧告の後命令を行う。 6. 命令に従わない場合、弁明の機会を与えた後、その結果を協議して公表を行う。						
④経費						
＜会計種別＞		一般会計	平成 26 年度 (千円)	平成 27 年度 (千円)	平成 28 年度 (千円)	
予算現額			134	130	210	
決算(見込み含む)			130	130		
(非常勤特別職員) (臨時任用職員)		(0.00 人)	(0.00 人)	(0.00 人)	(0.00 人)	※「財源内訳」について平成28年度のみ、当初予算の内訳となっています。
正規職員人件費		1.30 人	11,337	1.45 人	12,645	
事業費合計			11,467	12,775		
財源内訳		一般財源	11,467	12,775	210	
		国・県支出金	0	0		
		その他()	0	0		
⑤実績						
項目名		項目説明	単位	H 26	H 27	H28見込み
活動実績	受付相談件数	当該年度の空き家についての相談受理数	件	115	129	130
	解決件数	当該年度に適正管理が行われた件数	件	74	90	78
⑥成果						
項目名		項目説明	単位	H 26	H 27	H28目標値
成果指標	解決率	解決件数/受理件数*100	%	目標値	50	60
				実績	64	70
目標達成状況		どれだけ目標に近づいているかを達成率として示しています	%	達成率	129	116
⑦改善点						
(1)平成27年度中に改善した点(改善内容・その結果について記載してください)			(2)平成27年度成果指標の目標値が未達成の理由・分析			
固定資産税の課税台帳の内部利用が可能となり、所有者や相続人が不明だった案件について、指導が可能となったほか、指導に応じない所有者に対しては、再通知や直接訪問することにより、解決案件が増加するようになった。			—			
⑧評価						
評価	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 終了	事業実施方法(複数選択可)	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 改善 <input type="checkbox"/> 現状 <input type="checkbox"/> その他 <input checked="" type="checkbox"/> 効率化 <input type="checkbox"/> 維持	理由	空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空家の有効活用や特定空家への対応が必要となる。	
		次年度予算	<input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 縮小 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持	理由	空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、空家の有効活用や特定空家への対応が必要となる。	
(1)平成28年度に取り組んでいる状況			(2)今後の方向性			
所沢市空き家等の適正管理に関する条例に基づき、管理不全な空き家について指導等を行っている。			空家等対策の推進に関する特別措置法が施行され、将来的には、空家の有効活用や特定空家への対応が求められ、空き家バンクの設置、市全域の空き家を調査(空き家実態調査)、空家等対策計画の策定、空き家のデータベース作成などの実施にあたっては、庁内関連部署との連携を図っていく必要がある。			
評価日	H28.8.19	評価者職氏名	危機管理担当参事 須田 春男			
⑨環境影響						
有益な環境影響			有害な環境影響を及ぼす原因活動	文書の作成・実態調査		規制を受ける環境法令等
						緊急事態
						無
						無